

審査基準表

【令和8年度安心なみやぎき消費生活推進業務委託】

審査項目		審査内容	配点	
個別項目	スマート消費者養成のための広告等			
	テレビCMの制作	「スマート消費者」になることの意義やメリットを視覚的に訴求しているか。	10	
		「スマート消費者」を目指すことを動機づける内容になっているか。	10	
	テレビCMの放映	効果的な周知が期待できる提案となっているか。	10	
	インターネット広告の配信		10	
	啓発用ツールの作成	スマート消費者養成所ステッカー	スマート消費者養成を行っていることを視覚的にアピールできる内容になっているか。	5
		スマート消費者宣言カード	スマート消費者を目指すことを意識づける内容になっているか。	5
	消費者トラブル注意喚起、消費生活相談窓口周知のための広告			
	ラジオCM	効果的な周知が期待できる提案となっているか。	10	
	街頭ビジョン		10	
全体項目	内容構成力	業務委託仕様書を踏まえた内容で期間内に業務目的が達成できる提案となっているか。	10	
		独創的な提案となっているか。	5	
	運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	
	経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。	5	
	実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	
合 計			100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の点数の平均が60点以上になった者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の点数の平均が最低基準点である60点（満点100点の6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者とする。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案